

ふたつ 広報



スポーツに親しむ市民

＝市民体育館でのスポーツ教室から＝

6月'73
No.135

税金はどう使われたか

昭和47年度下半期(10月～3月)財政公表

20本の道路を舗装 学校施設等も整備



昭和四十七年度の一般会計の当初予算は、一九億二一三万三千円でしたが、その後六回補正され総額は、二二億四七二万五千円となりました。

このうち歳入は、三月末では予算の79・9パーセントにあたる

予算額は
二二億四七二万五千円

一般会計

みなさんに納めていただいた大切な税金を、どう使っているか、どんな施設をつくったか、財政の具合はどうなのか、といったことについて市民のみなさんに知っていただくため、毎年五月と十一月の二回「財政事情の公表」をしています。

今回は、昨年の十月から今年の三月までの状況についてお知らせしますが、学校、道路、衛生などの市の大部分の仕事をまかなう一般会計を中心にお知らせします。

なお、四月・五月の出納整理期間の収入支出は入っておりませんが、五月末には歳入は予算額どおり収入され歳出は予算額に近い支出が、予定されており、四十七年度も黒字財政になることは確実です。

一世帯あたり
55,817円

市民税	26,378円
固定資産税	15,837円
たばこ消費税	5,455円
都市計画税	4,891円
電気ガス税	2,608円
軽自動車税	648円



みなさんに納めていただいた税金が、三月三十一日現在で一人当たり及び一世帯当たりどのくらいの負担になっているか算出してみました。

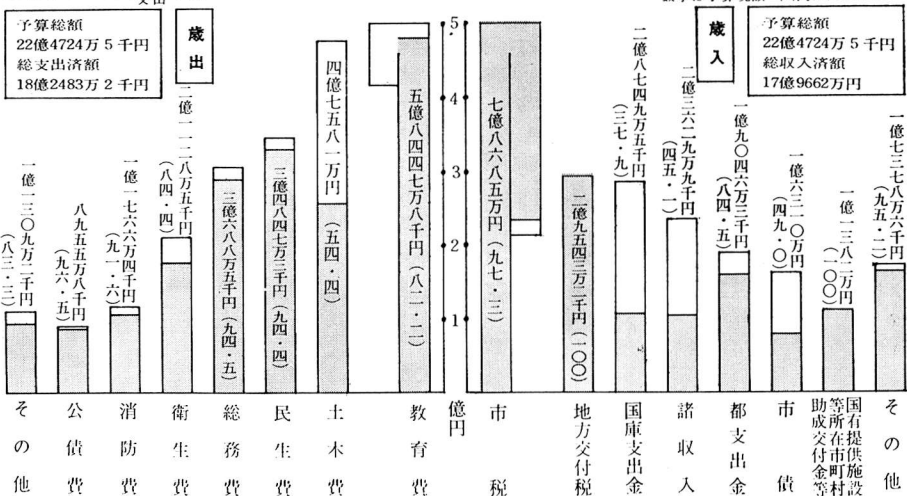
市税の負担状況

□ 予算現額 □ 収入
▲ 支出

昭和47年度一般会計(下半期)歳入歳出状況

昭和48年3月31日現在

数字は予算現額()内は済額の%



下半期の主な工事と支出

・市道238・239号線改修工事	435万円
・加美平3号線防護柵設置工事	213万円
・市道191号線ほか2路線改良舗装工事	425万円
・市道115号線舗装工事	115万円
・市道14号線通学路整備工事	267万円
・加美平11号線ほか4路線舗装工事	540万円
・区画街路武蔵野台11号線ほか2路線舗装工事	450万円
・市道550号線舗装工事	110万円
・市道702・544号線舗装工事	154万円
・市道180号線舗装工事	173万円
・横田飛行場周辺中央幹線排水路新設工事(その1)	2,110万円
・横田飛行場周辺中央幹線排水路新設工事(その2)	6,300万円
・南公園整備工事	586万8千円
・南公園占用敷周辺整備工事	720万円
・南公園取付歩道設置工事	427万円
・市民体育館外構工事(第1期)	300万円
・市民体育館外構工事(第2期)	1,250万円
・第1中学校暖房設備改造工事	600万円
・市民体育館暗幕カーテン工事	241万8千円
・第6小学校防音併行第4期工事	1976万9千円
・第6小学校暖房機取付工事	426万6千円
・第1中学校組立校舎新築工事	949万円
・第3小学校々舎改造及び更衣室新築工事	500万円
・市営水泳場塗装工事	180万円
・第1中学校バスケットコート拡張工事及び第2中学校バスケット・パレコート整備工事	123万円
・各種予防接種、予防検診会場増設工事(予防衛生センター)	233万円
・40㎡級防火水槽築造工事(5ヶ所)	440万円
・緊急放送設備工事	155万5千円
・防犯灯設置工事	118万9千円
・災害対策用消火器購入	212万円
・図書室用図書購入	346万4千円

一七億九六六二万円が収入済です。残り20・1パーセントについては国から市に対して交付される「国庫支出金」、競輪事業収入である「諸収入」、教育や土木などの大きな建設事業の事業資金として大蔵省や銀行から借り入れる「市債」など外部から入るお金が四月と五月の出納整理期間に入るため、これは毎年みられる傾向です。

支出においては、予算の81・2パーセントにあたる一八億三四八三万二千円が支出済ですが、横田飛行場周辺排水路整備事業、第六小学校増築事業など大きな事業の支払いが、四月と五月におこなわれるためです。

なお、支出済額が、収入済額に比べ、二八二二万二千円上回っておりますが、これは、建設事業など大きな事業をする場合、その資

金は国や都の補助金や起債によってまかなわれます。しかし、その補助金や起債の収入が、事業完了後すなわち四月と五月の出納整理期間に入るため、その間他会計から一時運用して処理されております。

特別会計

特別会計には、区画整理会計、国民健康保険会計、公益質屋会計の四つがありますが、各会計とも順調に運営されております。

ただし、区画整理会計においては、事業費の支払いが、四月と五月に集中するため、執行率が低くなっております。

市債の状況 昭和48年3月31日現在

事業名	借入元金	償還済元金	未償還元金
土木、都市計画関係	1億2,450万円	2,595万3,709円	9,854万6,291円
教育関係	4億460万円	1億1,120万3,487円	2億9,339万6,513円
公営住宅関係	660万円	358万7,231円	301万2,769円
庁舎関係	2,000万円	377万9,186円	1,622万814円
消防関係	200万円	200万円	0
レストハウス関係	200万円	175万円	25万円
厚生福祉関係	2億1,570万円	276万6,039円	2億1,293万3,961円
合計	7億7,540万円	1億5,103万9,652円	6億2,436万348円

市有財産の状況

① 土地、建物	土地	建物	
庁舎関係	4,128㎡	3,638㎡	
学校関係	124,457㎡	34,139㎡	
公共用地	159,766㎡	16,354㎡	
空地	11,879㎡		
② 物品			
乗用車	9台	ピアノ	18台
貨物自動車	7台	電子オルガン	8台
マイクロバス	1台	その他	159点
グレーダー	1台	③ 施設	
ロードローラー	1台	プール	12
消防自動車	6台	貯水池	126

特別会計収支状況 (単位:千円)

区分	予算額	収入済額	収入率	支出済額	支出率
区画整理会計	418,814	367,053	87.6%	47,791	11.4%
国民健康保険会計	227,050	226,001	99.5	185,937	81.9
公益質屋会計	2,631	2,696	102.5	2,482	94.3
公共用地会計	3,215	3,217	100.1	3,109	96.7
合計	651,710	598,967	91.9	239,319	36.7

10月
3月
水道事業の業務状況

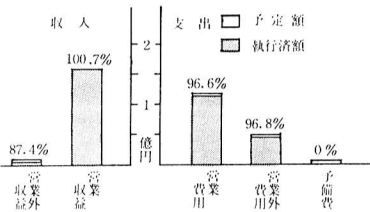
八六二四mの配水管を埋設

給水栓数は一万三三六七栓

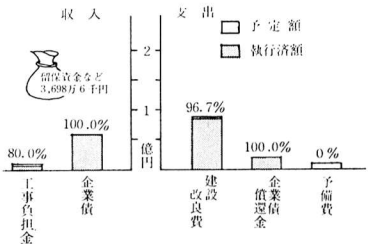
昭和四十七年度下半期(十月～三月)の業務内容は、つぎのとおりです。

工事は、第四期拡張事業(昭和四十三年～五〇年度)の計画にもとづいて、配水管工事を中心に行なってきました。その主な工事は、市道二三八号線等、市道の改良整備などに伴う配水管埋設工事、都市計画街路二・二一号線の新設に伴う配水管の新設工事、また、多摩河原区画整理事業内の配水管埋設など、将来、人口増の予測される地域の布設です。

収益的収入及び支出の状況 (数字は収入・支出の割合)



資本的収入及び支出の状況 (数字は収入・支出の割合)



その他の工事としては、これから夏に向っての水の需要に備えるために第十三水源のポンプ改良工事など、水源浄水場の整備を行ない、計画どおりに行なわれ、また、なお多摩河原地区の団地建設にいたゞき、団地建設による人口増に備え、給配水管の整備を行ないました。また、収益的収支においては、経費の節減など、経営の合理化に努めています。なお、給水人口は、四万六〇三九人、普及率は九七・八パーセントです。

主な建設工事

- ▽配水管(φ四五〇mm) 延長八六二四m)埋設工事……六八三万円
- ▽消火栓、その他工事……一九八七万円

口径別栓数及び数量

- 給水栓数 一万三三六七栓
- 内訳 13%……一〇三五九
- 20%……九八六 25%……一八九九
- 30%……三三八 40%……四八五
- 50%……二八七 75%……二二八
- 100%……二

収入・支出の内容

古くなった設備の改良や人件費などは、水道料金でまかなわれ、拡張などの新しい工事は、政府や銀行からの借入金などでまかなわれます。

- 営業収益……水道料金など
- 営業外収益……受託工事収益及び受取利息など
- 営業費用……人件費その他一般経費
- 営業外費用……受託工事費用及び支払利息など
- 企業債……大蔵省等や公営企業金融公庫等から借り入れるお金
- 工事負担金……消火栓設置工事費の一般会計の負担分



配水管埋設工事

昭和48年度の事業計画

建設改良費……配水管の埋設費など
企業債償還金……大蔵省等や公営
選金
昭和48年度は、第四期拡張事業の第六年次であり、拡張事業計画にもとづき配水管埋設工事を中心に進めます。主な工事は多摩河原区画整理地域及び中央部と末端部を連絡する配水管工事です。工事に必要な財源は、企業債等の外部資金とこれまで積み立てている内部資金などで賄います。業務関係では、前年度に引き続き料金計算事務及び検針、集金事務の一部を委託し、また、口座振替による金融機関の利用等、料金納入方法の改善を進めていきます。

行政事務

連絡員きまる

新しくつぎの方々が福生市行政事務連絡員に決まりました。

- 熊川団地 関根 二二 (熊川九五―四一五)
- 南 石川 政一 (熊川九五)
- 内田 竹田 政勝 (熊川三〇七)
- 武蔵野 森田 米蔵 (熊川四六〇)
- 鍋一 天野 長治 (熊川三六〇)
- 鍋二 森田 三治 (熊川一三―一三)
- 玉川 柏木 武 (熊川一四―一四)
- 富士見台 松本 平九郎 (熊川一三一―一四一)
- 福栄 駒子 光雄 (熊川一〇二)
- 熊牛 中村 益雄 (熊川一〇三)
- 牛一 東浦 春浪 (牛浜一四七)
- 牛二 下田 良吉 (牛浜一四二)
- 原ヶ谷戸 遠藤 考喜 (福生二七五)
- 志茂 二 馬 越 久 男 (福生一七三)
- 永田 井 梅 睦 男 (福生一六〇)
- 長沢 一 佐藤 義和 (福生六九九)
- 長沢 二 沢田 正男 (福生一一六)
- 加美 一 井上 永吉 (福生一一〇)
- 加美 二 高崎 賢次 (福生一七二)
- 本町一 秋山 一郎 (本町二九)
- 本町二 内田 貞一 (本町七二)
- 本町三 柳下 良男 (本町八六)
- 中央 島海 正二郎 (福生一〇三七)
- 本町七 小林 虎雄 (福生一〇二六)
- 本町六 金沢 三郎 (福生七九八)
- 本町八 田鎖 作松 (福生九五九)
- 加美平岡地 小泉 幸穂 (福生一五三―一五五)

よりよいまちづくりを

目ざし一歩前進

福生駅東口開発計画

市では、福生駅東口の開発計画について、地元関係者の皆さんをはじめ、市の都市計画審議会、市議会のご意見を聞いたりして、検討を重ねてきましたが、五月三十日に、東京都都市計画審議会が開かれ、開発しようとする区域について審議をし、計画案どおり決まりましたので、あとは市の都市

計画として正式に決定するだけとなり、これにより福生駅東口開発計画が完了しますと、面積約四、〇〇〇平方メートルの駅前広場もできますので、福生駅を中心に、まさしく西多摩の玄関口として、八王子市、立川市に次いで商業都市の様相を強めることとおもわれます。

これから事業を推進するに当たり関係者、市民の皆さんに、ご理解とご協力をいただくため、開発区域の概要をお知らせします。

1 開発区域の位置

福生市大字福生字奈賀の一部
(略図のとおり)

2 開発区域の面積

四・七ヘクタール(四七、〇〇〇平方メートル)

3 開発の手法

土地区画整理事業

4 事業年度

昭和四十八年度～昭和五十二年
(五年度)

ご意見や苦情をお聞きします

市民相談係

陳情請願も受け付けます

広報5月号で市役所の課、係の変更をお知らせしましたが、この変更で、市役所一階に「市民相談係」が配置されています。

市民相談係は、市が行なっていることについて、皆さんのご意見、ご要望あるいは苦情などをお聞きし、それを市の仕事に反映させることを仕事としています。また、陳情や請願の受理あっせんも行なっております。

市民相談係の仕事は、はじまってからまだ日が浅いのですが、いままでに市役所においてになった方あるいは電話の方からうかがったことは、日照権のこと、電波障害のこと、税金のこと、家賃のこと、市営住宅など公営住宅に住みたいこと、家を建てること、道路のこと、防犯灯のことなど、また登記所はどこですか、とか、青梅合同庁舎はどこですか、とかのおたずね……いろいろあります。

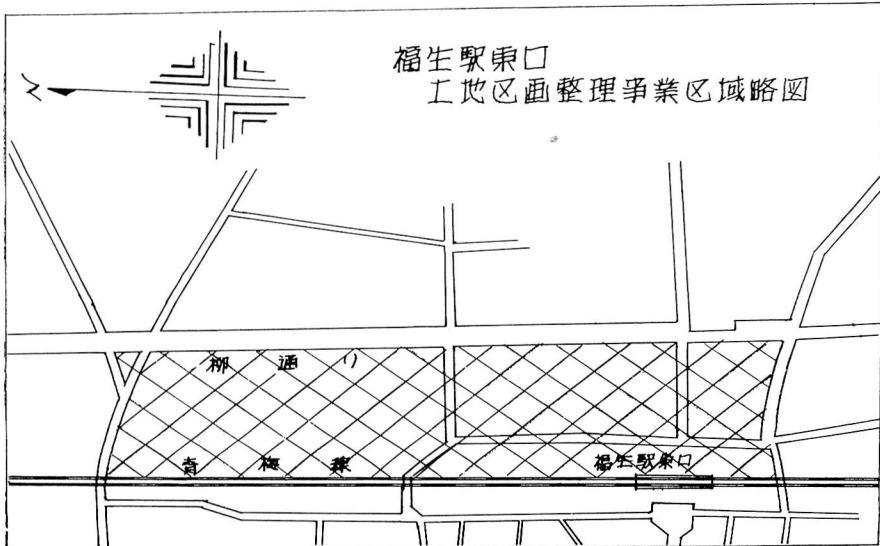
そして、お聞きした内容で、市で解決できることは担当課とも連絡をとり処理しております。更に専門家との相談が必要な場合は、専門家を紹介しております。

皆さんのお話しの内容によっては、秘密にしておいて欲しいという方もありますがもちろん、そういう場合は、必ず秘密は守ります。ご安心ください。



市民相談係は、市役所が、より一層、市民の皆さんに身近なものとなるために、お役に立ちたいと願っております。お気軽に、ご相談ください。

福生駅東口
工地区画整理事業区域略図



住みよい東京・悔いない一票

7月8日は東京都議会議員選挙 みんな投票しましょう



わしい人を選びましょう。

▽今回の選挙で投票できる人

今回の選挙で福生市で投票できる人は、昭和二十八年七月九日以前に生まれ、昭和四十八年三月二十五日までに転入届をし、引続き福生市に住んでいる人です。

なお、昭和四十八年三月二十六日以降、東京都の地区市町村から福生市に転入されている人が転入前の住所地において選挙人名簿に登録されている人は、以前の住所地で投票できます。

ただし、この場合、福生市に居住している証明書等が必要で、これは市民課窓口で無料で交付いたします。

▽入場券は、郵送でお届けします

入場券は、福生市の選挙人名簿

「住みよい東京、悔いない一票」の標語のもとに、七月八日(日)には、東京都議会議員選挙が行なわれます。これは、今後四年間の都政の方向をきめる大切な選挙です。

住みよい私たちの東京を築くために自分自身でよく見、よく聞きよく考えて、私たちの代表にふさ

に登録されている人について各個人あてに郵送いたします。

なお、入場券の届かない人は選挙管理委員会(電話51-1511 内線296)にお問い合わせください。

不在者投票

やむを得ない事情により、投票日に投票することができない人は不在者投票をすることができ、大切な一票をむだにしないようにしましょう。

▽不在者投票ができる人

投票は投票日に、本人が直接投票所に行つて投票するものですが、つぎのような理由で投票できない人は前もって不在者投票ができます。

- 一、投票区の区域外で職務や業務に従事中の人(例えば、出張旅行などで地方にいる人など)
- 二、やむを得ない用務や事故のため、福生市外に旅行あるいは滞在中の人(例えば、冠婚葬祭、交通事故、病人の看護などの場合)
- 三、病氣、負傷、妊娠、身体障害などのため歩くことが著しく困難な人(例えば、出産予定日が投票日の前後に当たる人など)

なお、病院等に入院中で、その病院等が不在者投票の指定病院であれば、その病院で不在者投票ができます。

それ以外の人には、直接選挙管理委員会においてにならないと不在者投票はできません。

◎市内の不在者投票病院
福生病院(福生市福生三六)
大聖病院(福生市福生六七)
目白第二病院(福生市福生二六)

▽不在者投票をするには

投票所に行つて投票することができないことを本人が文書で宣誓すれば不在者投票ができます。宣誓書の用紙は、選挙管理委員会事務局にあります。

▽不在者投票のできる期間

六月二十六日(火)から七月七日(土)まで毎日、午前八時三十分から午後五時まで。

くわしいことについては、選挙管理委員会事務局(電話51-1511 内線296)へお問い合わせください。

投票区名	投票所	投票区の区域
第1投票区	福生市役所	志茂1.2・本町1.2.3・長沢1
第2投票区	第1小学校	長沢2・永田・加美1.2.中央・本町6
第3投票区	第2小学校	武蔵野・鍋1.2
第4投票区	福生市民会館	福牛1.2・原ヶ谷戸・横田基地
第5投票区	すみれ保育園	本町7.8
第6投票区	多摩工業高校	南・内出・熊川団地
第7投票区	第2中学校	加美平団地
第8投票区	第1中学校	熊牛・福栄・玉川台・富士見台

目でみる 今と昔

⑥ 福生駅前通り

提供

第1小学校



上の写真は、昭和13年頃の福生駅から西側にのびる駅前通りで、福生駅前から西側を写したものです。

村長（最前列右はじ）を先頭に行進する出征兵士を、沿道で手に手に日の丸の旗を持って見送っている光景です。中央、二階建の白い建物は「笹本金作商店」で、その手前、SHELLの看板の立っているところが現在の駅前のマルワジ・フードセンターにあたります。下は現在の写真です。

みなさんのご家庭に、福生市の昔の写真などがありましたら、ぜひ広報係（電話511511内線243）までご連絡ください。ご協力をお願いします。写真は複製して貴重なまちの歩みの資料として保存したいと思います。

消費者コーナー



◆合成洗剤と石けんは ちがいます◆

石油を精製するときの副産物であるアルキルベンゼンに濃硫酸、苛性ソーダを作用させるとアルキルベンゼンスルホン酸ナトリウムABSができます。合成洗剤はこれを主成分として作ります。石けんは、動植物の油脂（ヤシ油、牛脂、鯨油等）を原料としてこれに苛性ソーダを加えて作ります。

このように、従来の石けんに比べ、合成洗剤は、化学的な合成成分いわば薬品です。そのため人体に悪影響があるのではないかと疑問がもたれ、有害、無害の論争が繰り返されております。現在の所ではまだ毒性は確定的となっていない。しかし従来石けんより洗淨力、脱脂力などが、ずっと強いことから、需要は伸び、石けんをはるかに上回っています。それに手の荒れや湿疹等の症状がある

らわれたり、また環境汚染の原因になったりしております。

そこで合成洗剤を使用するときは、ゴム手袋を用いたり、使用後は、よく洗い流してハンドクリームのつけたりして手をまもる必要があります。

また、合成洗剤で野菜、果物等を洗った場合、洗剤が表面に残るだけでなく、内部にまで浸透することも考えられますので、野菜等への使用はさけた方がよいようです。

なお、福生第1、第2生活学校では、都立短大で確認された蛍光染料（発ガン性があるといわれている）が入っていない粉石けんを共同購入して好評を得ています。「市内の小売店でもこのような石けんを取扱ってほしい」という声が一番主婦の間で高まっております。

会員以外の方でも希望があれば左記で受け付けます。

福生市本町2 天田君子（電話511571）

※ ※ ※

消費生活に関するお問い合わせは、経済課消費生活係

（電話511511内線2

92）へ。



土地の課税方法が

改正されました

昭和四十八年五月に地方税法が改正され、宅地等と市街化区域内農地の課税方法が改正されました。

昭和四十八年度、四十九年度は経過措置として現在の負担調整措置が引続き適用されます。

住宅用地には優遇措置

負担調整措置が廃止される一方、住宅用地に課税される固定資産税は軽減され、評価額の二分の一を課税対象とすることになりました。これにより、住宅用地以外の土地と比較すると二分の一の税金でよいことになりました。

一、宅地等(農地を除く)について

▽いままでの課税方法

宅地等にかかる固定資産税は、税額が急に高くなるのをさけるため負担調整措置がとられております。

この「負担調整措置」とは、三年ごとに実施される土地の評価替によって、評価額が上昇した場合税額が急に高くなるのをさけるため設けられている措置で、昭和三十九年度から制度化され、現在も引続き実施されています。

もともと、固定資産税は、評価額に税率を乗じ(評価額×税率)

◎ 今月は固定資産税第二期分の納期です。

▽改正された課税方法

宅地等にかかるいままでの固定資産税の課税方法が、本年度の評価替を機会に、大幅に改正されましたが、改正された内容は、つぎのとおりです。

イ、昭和五十年から負担調整措置が廃止

前に説明しました負担調整措置が、昭和五十年から廃止されます。この結果、税額は、評価額に税率を乗じ(評価額×税率)で計算されます。ただし、

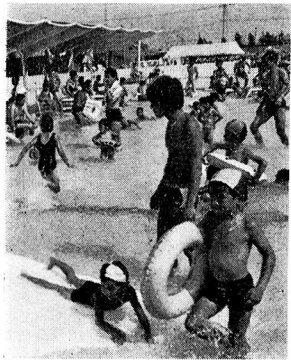
二、農地(市街化区域内)について

域内)について

すでに、昭和四十六年度に、地方税法が改正され、市街化区域内農地は、A、B、Cの三種別に区分され、昭和四十七年度から農地が宅地並み課税されることになっておりました。その後、昭和四十七年度に地方税法が改正され、昭和四十七年度分のA農地の宅地並み課税は、特例対象農地と認定され、実際には宅地並み課税はさ

みんなで泳ごう!

7月1日から
市営プール開場



市営プールを開場いたします。
幼児用プール、25メートルプール、50メートルプールがあります。
レクリエーションの場として、また、夏の体力づくりの場としてご家族そろってお出かけください。
開場期間及び時間
七月一日(日)～九月十日(月)
午前十時～午後六時。
使用料
大人(高校生以上) 四十円
二時間 四十円
子供(中学生以下) 二十円
二時間 二十円

超過使用料(1時間につき)
大人二十円、子供 十円
入場できない方
一人に不快感を与えるおそれのある者
二、伝染性疾患のある者
三、小学校二年生以下の者で付添人(大人)のない者又は付添人一人で子供が三人以上の場合
ご注意

一、付添人の方も水着になり、消毒槽、シャワーを浴びないと入場できません。
二、貴重品は、持ってこないようしてください。また、水泳に直接使用するもの以外は持ち込めません。
水中めがね等も禁止してあります。
三、場内係員、放送などによる指示、注意は、必ず守ってください。
◎ 今年も、泳げない方(初心者)を対象に水泳教室を開きます。
お気軽に参加します。
お気軽に参加し、水泳の楽しさを味わってください。
開設時間等くわしいことは、「市のおしらせ」などでお知らせします。

(表1) 宅地等の課税標準の求め方 (昭和48年度分から昭和50年度分)

川 年 度	用途	住宅用地	住宅用地以外の土地	
			個人所有の土地	法人所有の土地
課 税 標 準 と な る 額	昭和48年度	昭和48年度固定資産税調整額とする。 ただし、その額が評価額の2分の1以上のものは2分の1の額、また15%未満のものは15%の額。	昭和48年度固定資産税調整額とする。 ただし、その額が評価額の15%未満のものは15%の額。	評価額と昭和48年度固定資産税調整額との差額の3分の2の額を評価額から差し引いて得た額。
	昭和49年度	昭和49年度固定資産税調整額とする。 ただし、その額が評価額の2分の1以上のものは2分の1の額、また30%未満のものは30%の額。	評価額と昭和48年度固定資産税調整額との差額の2分の1の額を評価額から差し引いて得た額。	評価額と昭和48年度固定資産税調整額との差額の3分の1の額を評価額から差し引いて得た額。
	昭和50年度	評価額の2分の1の額。	評価額	評価額

れませんでした。そして、今年の地方税法の改正で、再び宅地並み課税されることになりました。

▽いままでの課税方法

昭和四十七年一月一日から、農地が、A農地、B農地、C農地に区分され、A農地は、昭和四十七年度から昭和四十九年度の三年間

に○・二、○・六、一・〇の率でB農地は、昭和四十八年度から昭和五十一年度の四年間に○・二、○・四、○・七、一・〇の率で、また、C農地は、昭和五十一年度から昭和五十五年までの五年間に○・二、○・四、○・六、○・八、一・〇の率で、それぞれ段階的に宅地並みの課税に引上げられ

参考 昭和48年度の固定資産税調整額の求め方

上昇率 (48年度評価額) 38年度評価額)	負担調整率
3 倍 未 満	1.1
3倍以上8倍未満	1.2
8倍以上25倍未満	1.3
25 倍 以 上	1.4

この表の見方

昭和48年度の評価額を昭和38年と比較して、その上昇率を算出します。そして、上昇率の区分によって負担調整率を適用します。この場合(昭和47年度課税標準額)×(負担調整率)によって昭和48年度の調整額が算出されます。

(表2) 宅地並み課税の年度別軽減率

年度	48	49	50	51	52
A 農 地	0.2	0.4	0.7	1.0	—
B 農 地	—	0.2	0.4	0.7	1.0

(税額の計算)

固定資産税 評価額 × $\frac{1}{2}$ × (表2)の率 × 税率($\frac{1.4}{100}$) = 税額

都市計画税 評価額 × (表2)の率 × 税率($\frac{0.2}{100}$) = 税額

農地を、現在認定されているA、B、C農地に区分することには変更はありませんが、A農地は、昭和四十八年度から、B農地は、昭和四十九年度から表(2)のとおり宅

▽改正された課税方法

農地を、現在認定されているA、B、C農地に区分することには変更はありませんが、A農地は、昭和四十八年度から、B農地は、昭和四十九年度から表(2)のとおり宅

ることになっていました。(前に説明したように、実際には、宅地並み課税はされておりませんでした。)

地並み課税が実施されます。C農地は当分の間、宅地並み課税からはずされました。

税額の算出の方法も宅地等の改正にともない、宅地並み課税となりました。ため、住宅用地扱いとなりました。

▽都市計画税については、改正点はなく、これまでどおり評価額課税です。

なお、くわしいことは、税務課固定資産税係(電話51-1511内線326)へお問い合わせください。

訂 正

5月18日発行、「広報ふっさ」の8頁つぎのとおり訂正いたしました。

一、一番上の段の七行目「六月一日以降、新たに自動車(軽四輪以上)……」を「六月一日以降、新たに自動車(普通以上……)」に訂正。

二、上から三段目の終りから七行目「土地(福生一〇三六番地)」を「土地(福生一〇三六一四外)」に訂正。

三、下から二段目の終りから二行目「土地(熊川一六九一三四外)」に訂正。

四、一番下の段の終りから十一行目、「面積(三・六四)」を「面積(十一・七三)」に訂正
また、一番下の段に「▽土地(熊川四九四一九 面積三八・六四)」を道路用地として「熊川六七六 野口甚之助氏」を追加。

用途地域改訂にと
なう東京都の第一
案説明会

日時 六月二十二日(水)
午後二時~四時

場所 青梅市民会館ホール

対象 福生、羽村、瑞穂、青梅の各市町村の範囲

ニセ刑事の痴漢にご注意!

夜のひとり歩きは危険です

「あやしいと思ったら——〇番へ」

最近市内に痴漢が出ております。熊川地区で「刑事だが……」といつて子供を暗がりに連れ込もうとした男がおりました。

この男は、年齢30〜35歳位、面長で中肉、髪はやや長めで、手がこつこつしていたといわれます。

ジャンパーとかセーターなどの格好で、黒っぽい手帳を見せて刑事だといつて信用させて暗がりに連れ込もうとします。

福生警察署の話では、「本当の私服の刑事は、道を聞いてたりして、暗がりや、人通りの少ないところへ連れて行ったり、身体検査をしたりすることはありません。また、必ずほんものの警察手帳

■ 教育相談室は 体育館へ 相談は無料です

市の教育相談室は、市役所から新しく市民体育館に移りました。毎週火曜日、午後2時から相談が行なわれています。お子さんのしつけ、学習、行動、性格などについて気軽にご相談ください。

電話で申し込みいただくと、相談日をお知らせします。

なお、教育相談は無料です。

申込み先 市民体育館内教育委員会学務課指導係 (電話 52-5511~5513)

■ 福生高齢者 職業相談所だより

福生駅西口前ふじやビル5階に昨年5月17日開所した東京都の福生高齢者職業相談所(おおむね55歳〜65歳対象)は、早くも1年たちました。

この間に、職業を求めて来所された方は、689人(退職問題や年金等の相談含む)で、このうち就職された方は54パーセントの360人、高齢者を雇いたいという求人は、899人と、順調な運営がされています。

高齢者の方は、みんな義理堅く、律儀で、就職後の状況を通信や来所してご報告される方が多く、また採用された求人者からも責任感が強く協調性があり、しかも仕事熱心とおほめの言葉をいただきます。

来所される求職者の前歴は、元校長先生、駅長さん、駐留軍勤務者、警察官、工具や事務員さん等千差万別で、希望賃金も4万〜10万円(5〜6万円が一番多い)とまちまちです。

希望される仕事の内訳は、単純労働が36パーセントと一番高く、ついで事務的職業が20パーセントで、この二つで過半数を占め、あとは、技能生産工程の職業が17パーセント、警備保守の職業が7.6パーセント、駐車場係、給食、清掃等サービスの職業が同じく7.6パーセント、なかには電気技師、建築士等人材銀行同様に技能をおもちの方も5パーセントとなっています。

まだ高齢者職業相談所をご利用しない方、また高齢者をお雇いになりたい方は、是非ご利用ください。

くわしいことは福生高齢者職業相談所(電話52-2102〜3)へお問い合わせください。

〇甘いことばに用心しましょう。

「車で送ってあげよう」「お

痴漢予防の心がまえ

痴漢や変質者は、おとな、子供の見さかいがありません。また、殺人事件につながることもあります。ご家族、ご近所の皆さんで注意し合いましょう。

〇暑くても戸締りはしっかりしま

しょう。

・外出するときは、行き先、用件、帰りの時間を家族でしゅうぶん連絡をとりましょう。

・外出時の身だしなみに気をつけましょう。薄着の季節ですが服は痴漢にさわられま

す。

・変な人や車につめられていると思つたら、ためらわずに、近くの家や、交番に救いを求めま

しょう。

・屋外で、幼児を一人だけで遊ばせるのは危険です。おとなの目の届くところで遊ばせま

しょう。

〇幼児の一人遊びは危険です。

屋外で、幼児を一人だけで遊

ばせるのは危険です。おとなの

目の届くところで遊ばせま

しょう。

〇幼児の一人遊びは危険です。

屋外で、幼児を一人だけで遊

ばせるのは危険です。おとなの

目の届くところで遊ばせま

しょう。

〇幼児の一人遊びは危険です。

屋外で、幼児を一人だけで遊

ばせるのは危険です。おとなの

目の届くところで遊ばせま

しょう。

戸締りを忘れて被害を受ける例があります。暑い日でも戸締りは完全に。〇もう一度、子供にしっかり言い聞かせま

しょう。

見知らぬ人から「いっしょに遊ぼう」「ほいものを買ってあげよう」などと声をかけられても、絶対について行かないよ

うに言い聞かせま

しょう。

〇幼児の一人遊びは危険です。

屋外で、幼児を一人だけで遊

ばせるのは危険です。おとなの

目の届くところで遊ばせま

しょう。

〇幼児の一人遊びは危険です。

屋外で、幼児を一人だけで遊

ばせるのは危険です。おとなの

目の届くところで遊ばせま

しょう。

〇幼児の一人遊びは危険です。

屋外で、幼児を一人だけで遊

ばせるのは危険です。おとなの

目の届くところで遊ばせま

しょう。



夜の一人歩きは 遠まわりしてもあかるい道を……

7月から東京都の

老人医療助成制度が改正

対象者の範囲が70歳以上から
65歳以上に拡大される //

現在、国と都の二本立てで行なわれている医療助成制度(国や都から交付された「医療証」を健康保険証と一緒に医療機関の窓口に掲示すれば個人負担分の医療費が無料になる)の対象者は、七十歳以上(身体に障害のある方は六十五歳から)の方になっておりますが昭和四十八年七月一日から東京都の制度では、障害の有無にかかわらず六十五歳から医療助成を受けることができるようになります。

※医療証をお持ちの方へ

医療証の有効期間が六月三十日までとなっておりませんが、六月末日まで新しい医療証をお届けしますので、新たに申請する必要はありません。

また、所得制限については国と都の両方が緩和されます。
該当すると思われる方には通知をさしあげましたが、まだ申請さ

さない。
ただし、氏名、住所、保険関係等に変更があった場合は、必ず福祉事務所福祉係へ届け出てくださ

児童手当の現況届は

7月14日までに

現在、児童手当を受けている方は、七月十四日(土)までに現況届を提出してください。

届出には、印鑑及び厚生年金保険、船員保険、共済組合、国民年金など、加入している年金の証書をご持参ください。

届出のない場合は、手当の支給ができなくなります。

なお、児童が十八歳に達した等により受給事由が消滅したときは消滅届、扶養する児童が変動が生じたときは、額改定届、住所が変わったときは、住所変更届をすみやかに提出してください。用紙は、福祉事務所にあります。

その他、児童手当についてのおたずねは福祉事務所福祉係(電話51-1511内線343)へ。

国民年金保険料

免除の申請は

7月末日までに

つぎに該当する方は、国民年金保険料の免除の申請ができます。申請される方は七月三十一日までに市民課年金係で手続きをしてください。

- 一、家計が、苦しくて、保険料が納められないとき。
- 二、生活扶助以外の扶助を受け

ているとき。

三、障害者または寡婦で市民税が非課税のとき。

なお、保険料が免除された期間に、年金額が三分の一になります。また、その後、保険料を納めることができようになったときは十年前の免除を受けた期間の分までさかのぼってその当時の保険料で納めることができます。

この場合は、年金額は普通に納めたときと同じ扱いになります。

くわしいことは市民課年金係(電話51-1511内線343)にお問い合わせください。

4・5歳児を

おもちのみなさん

国が入園料、保育料を一部補助します //

国では幼稚園に入園を希望する四、五歳児の完全就園をめざして幼稚園の整備をすすめておりますが、その一つとして、つぎに該当する公立、私立幼稚園に就園する四、五歳児をおもちの世帯に入園料、保育料の一部を補助します。

該当する方は申請してください。

一、昭和四十八年

度の市民税が非課税または均等割額のみで世帯及び生活保護法の規定による保護を受けている世帯

二、昭和四十八年度の市民税の所得割額が一万円以下の世帯(世帯の中で二人以上に所得がある場合は所得割額の合計が一万円以下の世帯)

▽申請方法

福生市の居住者で市内の幼稚園に通園している場合は、その通園先に申請してください。

また、福生市以外の幼稚園に通園している場合は、市役所庶務課庶務係(三階)に申請してください。

くわしいことについては庶務課庶務係(電話51-1511内線242)へお問い合わせください。

まちの話題・まちの話題・まちの

中山正幸氏が寄付



市内のめぐまれない方こと、4月24日に中山正幸氏(福生市福生1440 47歳)が福祉事務所に現金8,423円を寄付されました。中山氏は飲食店を経営。この

お金は、お客さんが「めぐまれない人」と愛の箱に入れてくれたものでしたが、4月14日に中山氏の経営する店が類焼してしまいました。このため中山氏は「せっかくお客さんから預かっていたお金も燃えてしまった」と思ってあきらめていましたが、焼け跡を整理してみると灰の中から、そのお金が見つかり、さっそく福祉事務所に寄付されたものです。



光る監視の目

消費生活モニター誕生

広報四月号で消費生活モニターを募集しましたが、十八人の方が応募されました。市では、五月十八日、この十八人の方に消費生活モニターをお願いしました。市内に住み、食料品など消費物資の販売をしていない、年齢26歳から50歳のご家庭の主婦の皆さんです。

今後、このモニターの皆さんには、来年三月末まで、市が消費者保護の施策を進めていくうえで、民間の協力者として活動していただきます。



モニターの活動は、毎日毎日の生活の中で目を光らせて、品物の品質、規格、値段、量目などについて意見、要望、苦情等を随時報告していただきます。また、市の行なうアンケートや調査にも回答をお願いしたり、施設見学あるいは講演会に参加し、消費生活の勉強もしていただきます。そして、日頃の活動で得た消費生活の知恵やいろいろの情報を皆さんにお知らせする予定です。ご期待ください。

貸出します

消毒器・動力ノコギリ

アメリカンシロヒトリ防除の害虫、アメリカンシロヒトリが発生しています。ご家庭の樹木で、葉のやわらかい木には特にご注意ください。

市では、害虫撲滅の第二目として、市内の消毒を実施しています。特に町会単位の一斉消毒は町会のご協力を得て実施しておりますが一般のご家庭からの申し出による消毒も行なっております。

ご家庭からの申し出が多く、消毒がすぐに実施できない場合があります。そんなときは貸出用消毒器、薬剤も準備してありますのでご利用ください。また、桑の木や太い枝木などを切り倒すための、動力ノコギリ(チェーンソー)も貸出してあります。

なお、器具等を利用される場合には、印鑑ご持参のうえ、経済課農務係(電話51-1511内線291)へお問い合わせください。

衛生害虫駆除剤の希望者は申し出を

市では、町会をとおして衛生害虫駆除剤を配布しましたが、追加を希望する世帯と、町会に入っていない世帯で薬剤をご希望の世帯は、環境保全課環境衛生係窓口までお申し出ください。薬剤は、無料です。

駆除剤 スミチオンV P 混合乳剤、1〇〇ccビン詰

青空コンサートを開催

7月1日加美平団地

福生吹奏楽愛好会では、つぎにより青空コンサートを開きます。お誘いあわせてお出かけください。

日時 七月一日(日) 午前十時三十分正午

場所 加美平団地 マルフジブロード

曲目 いい湯だな・ドレミの歌・童謡メドレーほか

童謡メドレーほか

募 集

喫茶室運営希望者

市民体育館で

四月に開館した市民体育館の喫茶室の運営を営業者に委託します。つぎのような条件で募集しますので、希望者は、申し込んでください。

- 一、申込期限 六月三十日(土)
- 二、申込場所 市民体育館内教育委員会社会教育課(電話52-1511)

- 三、賃 格 市内外で営業していることは問いません。
- 四、条 件

- ①開設日 火曜日を除く毎日、祝日の翌日
- ②開設時間 午前九時から午後十時までの間で相談します
- ③提供内容 コーヒー・紅茶・

工場施設見学会の参加者

複雑な現代に豊かな消費生活を築くには、いろいろな消費生活の知恵を身につけて、考えて行動する「かしこい消費者」にならなければなりません。

そこで、市では市内の主婦の皆さんを対象に工場施設見学会を計画いたしました。

参加ご希望の方は、経済課消費生活係に申し込んでください。

- ①申込期限 七月四日(水)
- ②募集人員 抽選により五十人

- 牛乳・ジュース・清涼飲料水類(酒類は除く)、カレーライス・スパゲッティ・サンドウィッチ・ハンバーガー・パン類の軽食
- (提供価格については別に検討します)
- 五、つぎのものは、市で設備します。

- 部屋 机8台、イス32コ、湯沸器、冷暖房設備(これらの使用料については、別に検討します)
- その他のものについては、光熱水費を含めて、受託者負担とします。

◎見学日時 七月十日(火) 午前九時

◎集合場所 市役所前庭

◎見学場所

- ・富士食糧工業(株) 昭島市
- ・大友食品工業(株) 八王子市
- ・場 八王子市

◎昼食 市で用意します。

◎参加費 1人 百円
くわしいことは、経済課消費生活係(電話51-1511内線292)へお問い合わせください。